



# 金 沢 市 公 報

号外第 2 4 号

平成25年(2013年)12月17日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
<b>条 例</b>	
町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民協働推進課)	1
金沢市学校設置条例の一部を改正する条例 (教育総務課)	2
金沢市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例 (人権女性政策推進課)	2

金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例 (道路管理課)	2
金沢市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例 (内水整備課)	4
金沢市営住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅課)	4

## 条 例

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第38号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例(昭和35年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2選挙区の項中「若宮2丁目」を「若宮2丁目 戸板1丁目 戸板2丁目 戸板3丁目 戸板4丁目 戸板5丁目 戸板西1丁目 戸板西2丁目」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「若宮2丁目」の次に「、戸板1丁目、戸板2丁目、戸板3丁目、戸板4丁目、戸板5丁目、戸板西1丁目、戸板西2丁目」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「若宮2丁目」を「若宮2丁目 戸板1丁目 戸板2丁目 戸板3丁目 戸板4丁目 戸板5丁目 戸板西1丁目 戸板西2丁目」に改める。

附 則

この条例は、戸板1丁目、戸板2丁目、戸板3丁目、戸板4丁目、戸板5丁目、戸板西1丁目又は戸板西2丁目となる区域につき、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第39号

金沢市学校設置条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表金沢市立弥生小学校の項の次に次のように加える。

金沢市立泉小学校	金沢市弥生1丁目26番1号
----------	---------------

第2条 金沢市学校設置条例の一部を次のように改正する。

別表金沢市立野町小学校の項、金沢市立弥生小学校の項及び金沢市立俵小学校の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から教育委員会規則で定める日までの間は、改正後の別表金沢市立泉小学校の項中「金沢市弥生1丁目26番1号」とあるのは、「金沢市野町3丁目11番1号」とする。

金沢市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第40号

金沢市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

金沢市男女共同参画推進条例（平成13年条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「）又は」を「）若しくは」に改め、「という。）」の次に「又は生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。以下同じ。）をする関係にある相手からの身体に対する暴力等」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「受ける身体に対する暴力等」の次に「又は生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等」を加える。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第41号

金沢市駅前広場条例の一部を改正する条例

金沢市駅前広場条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「供する」の次に「とともに、にぎわいを創出し、人々の交流を促進する」を加える。

第1条の3中「（以下「駅西広場」という。）」を削る。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（金沢駅東もてなしドーム地下広場等の集会等の使用時間）

第2条の3 集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために金沢駅東もてなしドーム地下広場又は金沢駅西イベント広場の全部又は一部を独占して使用すること（以下「イベント使用」という。）ができる時間は、午前8時から午後9時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

第3条の次に次の1条を加える。

（イベント使用の許可の制限）

第3条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、イベント使用を許可しないものとする。

- (1) 駅前広場を利用する者の通行に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。ただし、市長が特に必要があると認めるときを除く。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。
- (4) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) その他市長が使用を不適當であると認めるとき。

第4条中「前条」を「第3条」に改め、同条第1号中「条例」の次に「若しくはこの条例に基づく規則の規定」を加える。

第8条中「損傷した」を「損傷し、又は汚損した」に改める。

第10条から第14条までを削り、第15条を第10条とする。

附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項を削る。

別表団体バス乗降場の項の次に次のように加える。

金沢駅東もてなしドーム地下広場	イベント使用1日につき、10,000円とする。
金沢駅西イベント広場	イベント使用は、無料とする。

別表の備考中「及び団体バス乗降場」を「、団体バス乗降場及び金沢駅東もてなしドーム地下広場」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第42号

金沢市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第74号）の一部を次のように改正する。

第30条の見出しを「（可動堰の管理施設等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 可動堰を設ける場合において、当該可動堰を操作する者の安全を確保するため必要があるときは、自動的に、又は遠隔操作により可動部のゲートの開閉を行うことができるものとするものとする。

第39条の見出しを「（水門及び樋門の管理施設等）」に改める。

第56条第2項中「第30条」を「第30条第1項」に改める。

第59条中「法」の次に「第100条第1項において準用する法」を加える。

附則第2項中「、法」の次に「第100条第1項において準用する法」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する可動堰<sup>せき</sup>、水門及び樋門<sup>ひ</sup>（以下この項において「可動堰等」という。）又は現に工事中の可動堰等（既に河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項において準用する同法第26条第1項の許可を受け、工事に着手するに至らないものを含む。）が改正後の第30条第2項（改正後の第39条第1項において準用する場合を含む。）の規定に適合しない場合においては、当該可動堰等については、当該規定は、適用しない。ただし、改築に係る可動堰等であって、その工事の着手（同法第100条第1項において準用する同法第26条第1項の許可を受けて改築される可動堰等にあつては、同項の許可）がこの条例の施行の後であるものについては、この限りでない。

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月17日

金沢市長 山 野 之 義

### ◎金沢市条例第43号

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例

金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「滅失」を「滅失等」に改める。

第6条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「この号」の次に「及び次号」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(8)の2 配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた

者で次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第6条第2項第9号イ中「者」の次に「又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項の居住制限者」を加える。

第11条第1項第1号中「居住して」を「居住する者（特別の事情があると市長が認める入居決定者にあつては、石川県外に居住する者を含む。）で、」に、「者で」を「ものうち」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第6条第2項第8号の改正規定及び同号の次に1号を加える改正規定は、同月3日から施行する。

平成25年(2013年)12月17日 印刷  
平成25年(2013年)12月17日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾 4 丁目 166 番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄